

清流たより

【4月号】

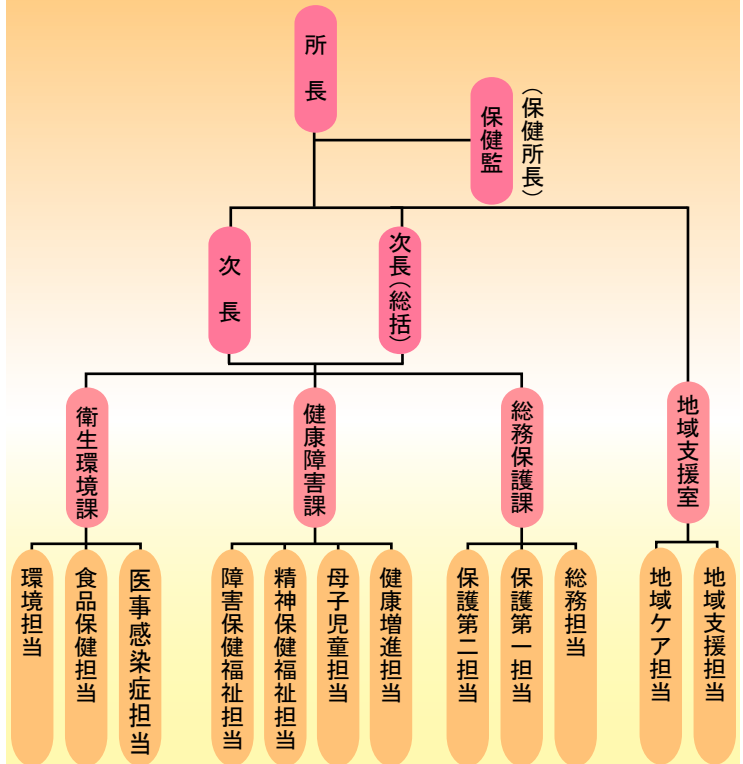
発行：第123号 平成20年4月 高知県中央西福祉保健所

今月のカレンダー

日	曜日	行事予定
1	火	
2	水	犬・猫保護収集（いの町）
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	エイズ・肝炎検査（13:00-15:00※1）、不妊相談（13:00-15:30） 犬・猫保護収集（日高村、佐川町、越知町、仁淀川町）
9	水	犬・猫保護収集（土佐市）
10	木	
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	犬・猫保護収集（日高村、佐川町、越知町、仁淀川町）
17	木	犬譲渡会（中央小動物管理センター、9:00-）
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	エイズ・肝炎検査（13:00-15:00※1）、エイズ検査（夜間17:30-18:30※2） 不妊相談（13:00-15:30）
23	水	
24	木	犬・猫保護収集（いの町）
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	昭和の日
30	水	

注1:エイズ検査のみ電話予約が必要です。注2:検査日の前週の金曜日までに電話予約が必要です。

平成20年4月から 中央西福祉保健所の体制が変わります



犬の譲渡会について

4月木曜
17日

譲渡会の内容と予定時間

子犬を譲りたい人の受付時間	9:00-9:50
飼い主になりたい人の受付時間	9:00-10:00 ※
抽選による譲渡犬決定	10:10-10:20
飼い犬の飼養前講習会	10:20-11:40
子犬の引渡し	11:40-11:50

※飼い主になりたい人は
印鑑を持参してください

譲渡の条件

- 譲渡する子犬は、原則として生後2-3ヶ月令の子犬です。
- 原則として一家族1頭の譲渡とします。

今月の注目情報 2ページ目

平成20年4月から
特定健診・保健指導が始まります

高知県中央小動物管理センター
高知市孕東町56-2 TEL088-831-7939

栈橋通りを南へ、宇津野トンネル手前の信号を左折
旧道沿い1km

平成20年4月から新しい健康診査・保健指導が始まります

—特定健康診査・特定保健指導—

1. 特定健康診査とは何ですか？

- ・特定健康診査は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見に着目した健診です。
 - ・主な健診項目は、次の通りです。
- ①質問票(服薬歴、喫煙歴等)、②身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)、③血圧測定、④身体診察、④検尿、⑤血液検査
- ※これ以外に医師が必要と認めた場合、次の検査を行います。
- ①心電図、②眼底検査、③貧血検査



2. これまでの健診とどう変わるのですか？

- ・これまで原則40歳以上の方の健診は、お住まいの市町村が住民の皆様を対象に、その方が加入する医療保険の別を問わずに行っていました。
 - ・平成20年4月からは、
- ①40～74歳の方には、各医療保険者(政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、共済組合、市町村国保など)がそれぞれの加入者(被保険者・被扶養者)を対象に特定健康診査を行う事になります。
 - ②75歳以上の方で、生活習慣病で医療機関にかかっていない方には、高知県後期高齢者医療広域連合から各市町村が委託を受けて、健診を行う予定です。

3. 誰が特定健康診査を受けられるのですか？

- ・特定健康診査は、毎年度40～74歳となる医療保険の加入者(毎年度4月1日現在で加入している方)が対象です。

4. 職場で健診を受けている方はどうなりますか？

- ・事業所が行う事業主健診を受診された方は、その方が加入している医療保険者が事業主健診の結果を事業主や受診者ご本人から受領できる場合は、別途、特定健康診査を受ける必要はありません。
- ※事業主健診の項目は、特定健康診査の項目を含んでいます。

5. 特定健康診査を受けるには、どうすれば良いのですか？

- ・各医療保険者から、対象者に健診受診券が届けられます。受診券に示された日時・場所に、医療保険証と健診受診券をご持参の上、受診にお出かけください。
 - ・特定健康診査を受け易くするため、従来の市町村保健センターや公民館等での集団健診に加え、医療保険者が契約を結んだ医療機関でも受ける事ができます。
- ※詳しくは、ご加入の医療保険者にご確認ください。

6. 特定健康診査を受けた後は、どうなりますか？

- ・特定健康診査の結果から、生活習慣病発症の危険性が高い方に対して、専門的知識と技術を持った者(医師・保健師・管理栄養士等)が、それぞれの方の状態に合わせ、食事、運動、喫煙等の生活習慣を見直すためのサポートをします(特定保健指導)。
 - ・この特定保健指導には、生活習慣病発症の危険性に応じ、次の二つがあります。
- 動機付け支援：1回の面接による支援を行います。
- 積極的支援：3か月以上の継続的な支援を行います。
- ・どちらの支援においても、6か月後に健康状態や生活習慣の改善状況を確認します。
- ※特定保健指導の対象となった方には、医療保険者から健診結果に加え、保健指導の利用券が届けられます。